

児童手当の現況届兼申請書の提出期限は6月30日です！

今年度の現況届は、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書を兼ねています。

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。今年度の現況届は、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書を兼ねたものを6月中旬に郵送しますので、必要事項を記入して必ず期限内にご提出ください。

子育て世帯臨時特例給付金	
支給対象者	平成27年6月分の児童手当の受給者。※特例給付は対象外
対象児童	支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童が基本（平成12年4月2日から平成27年5月31日までに生まれた児童）
給付額	対象児童1人につき3,000円（10月中旬以降振込予定）
申請受付	平成27年6月15日（月）受付開始 市民課⑤番窓口 8:30~17:15（平日のみ）

※給付金を受け取るためには、下記の申請が必要です。

◆支給対象者（公務員以外）	申請期限：平成27年6月30日（火）
6月中旬に「現況届兼申請書」を郵送します。必要事項を記入の上、 必ず申請期間内に市民課⑤番窓口 に提出してください。	

◆平成27年6月分から新たに高萩市で児童手当を受給される方（公務員以外）	申請期限：平成27年9月30日（水）
平成27年5月31日までに出生・転入した方等には、7月以降に「申請書」を郵送します。 同封の返信用封筒で必ず申請期間内に申請してください。	

◆公務員の方	申請期限：平成27年9月30日（水）
<ul style="list-style-type: none"> ・職場から申請書等が配布されます。 ・勤務先発行の児童手当受給者証明書、申請書、振込口座の分かるもの、本人確認書類（運転免許証・写真付住基カード・パスポートの内のいずれか1点）を持参の上、申請期間内に市民課⑤番窓口で手続きしてください。 	

振り込み詐欺にご注意ください！	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や厚生労働省が、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作や手数料の振込をお願いしたりすることは、絶対にありません。 ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
-----------------	--

※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金では支給対象外とされていた、「臨時福祉給付金」の支給対象となる児童、生活保護等を受給している児童についても、制度変更により平成27年度では支給対象となります。
※平成27年度の「臨時福祉給付金」については、詳細が決まり次第お知らせします。

○問合せ先 高萩市役所 市民課 管理グループ TEL 23-2116

○給付金制度に関する厚生労働省の相談窓口（専用ダイヤル）

TEL 0570-037-192（直通）平日午前9時～午後6時

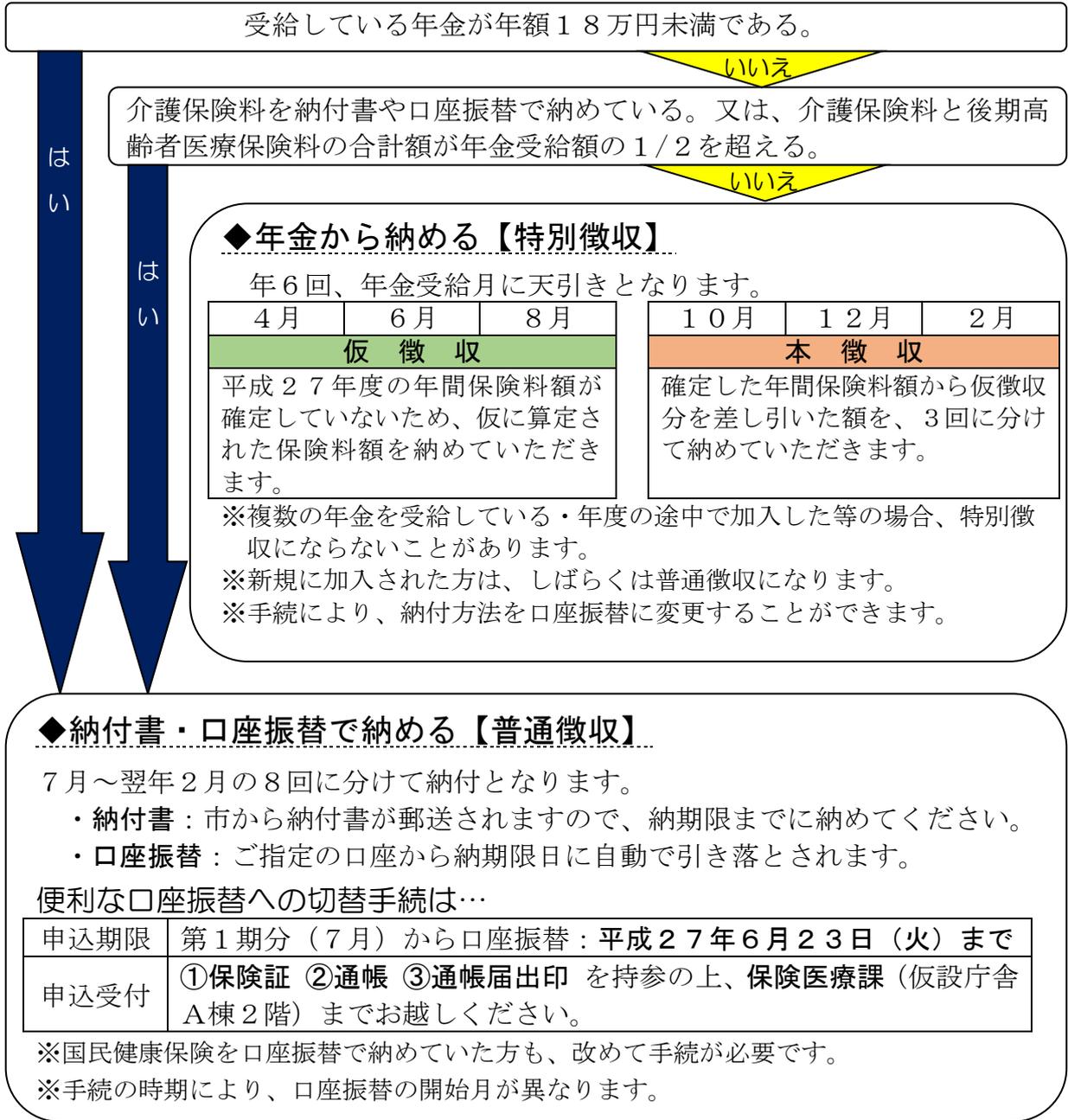
表

後期高齢者医療制度の対象者の方へ

後期高齢者医療保険料の納付書の発送予定日は7月14日（火）です。

平成27年6月現在で、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされていない方には、納付書（薄紫色の封筒）を郵送しますので、納期限までに納付をお願いします。コンビニエンスストアでのお支払いもできます。

◆保険料の納付方法は『特別徴収』と『普通徴収』の2通りです！



※後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65～74歳で一定の障害がある方が加入対象者です。
 ※保険料は個人ごとに算定（上限年額57万円）、保険料率は県内一律（2年ごとに見直し）です。
 ※平成27年度の保険料率は次のとおりです。

保険料（年額）＝【均等割】定額39,500円＋【所得割】基礎控除後の総所得額×8.00%

○問合せ先 高萩市役所 保険医療課 国保・医療福祉グループ
 TEL 23-2117

裏